

# 入札説明書

宮崎県が行う下記の業務委託に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 一般競争入札に付する事項

令和7年度宮崎県観光案内板情報更新等業務委託

## 2 一般競争入札参加に関する事項

### (1) 条件付き一般競争入札に参加できる者の要件

本委託業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、物品の買入等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する資格を有し、営業種目が「M-01 看板」に登録されており、かつ、入札公告日において次のいずれの要件も満たしている者であること。

|                |  |
|----------------|--|
| ①事業所の所在地に関する事項 | 県内に主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）を有している者   |
| ②欠格該当者でないこと    | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者  |
| ③その他の事項        | ア 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。<br>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。<br>ウ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |

## (2) 条件付一般入札参加資格の確認

この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### ア 提出期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）まで  
（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。）

### イ 提出場所

宮崎県商工観光労働部 観光推進課 観光戦略担当  
〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1  
電話：0985-26-7104 ファクシミリ：0985-44-4725

### ウ 申請書

別記様式1

### エ 必要書類

- ・ 組織図、従業者数及び業務概要がわかるもの（本委託業務の主たる担当者の氏名を明記すること）
- ・ 氏名（フリガナ付き）、性別及び生年月日を記載した役員名簿

### オ 結果通知

入札参加資格の有無については、すみやかに決定し、申請者に対して通知する。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

### (1) 期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月17日（月）まで

### (2) 場所

宮崎県商工観光労働部 観光推進課 観光戦略担当  
〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1  
電話：0985-26-7104 ファクシミリ：0985-44-4725

## 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札に参加する者は、別記様式2による入札書（以下「入札書」という。）を持参し、提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

### (2) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所 宮崎県庁8号館4階第一会議室

イ 日時 令和7年11月25日（火）午前10時00分

- (3) 代理人が入札を行う場合は、別記様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人

であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 入札金額は、別添仕様書に記載した調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。再度入札は1回とする。
- (10) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法第167条の2第1項第8号により最低額の入札者と随意契約を行う。

## 5 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則第100条の規定による。

### (2) 契約保証金

契約保証金については、宮崎県財務規則第101条の規定による。

## 6 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

#### 7 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。